



# 八街市 自転車活用推進計画

令和5年12月





# —目次—

<b>1. 計画の概要</b> .....	<b>1</b>
(1) 計画の背景 .....	1
(2) 計画の目的 .....	2
(3) 計画の対象区域 .....	2
(4) 計画の期間 .....	2
(5) 計画の位置づけ .....	3
<b>2. 八街市の自転車を取り巻く状況</b> .....	<b>4</b>
(1) 自転車の利用状況と環境 .....	4
(2) 計画の目標 .....	12
<b>3. 実施すべき施策</b> .....	<b>13</b>
目標1:自転車の役割拡大による人と環境にやさしい自転車環境づくり	
目標2:自転車通行空間の計画的な整備	
目標3:自転車利用の普及拡大による活力ある健康長寿社会の実現	
目標4:自転車事故のない安全・安心な社会の実現	
<b>4. 計画の推進体制</b> .....	<b>24</b>
(1) 計画の推進体制 .....	24
(2) 計画の見直し .....	24

## 用語集



# 1.計画の概要

## (1)計画の背景

自転車は、買い物や通勤、通学等、日常生活における身近な移動手段であるとともに、サイクリスポートにも利用される等、多くの人々に利用される乗り物であり、近年では自転車利用による健康の増進も期待され、排気ガス等の温室効果ガスを含む大気汚染物質の排出、騒音・振動の無い「環境にやさしい」乗り物として、自転車利用のニーズが高まっています。

このような状況で、自転車の活用による健康増進、環境負荷の低減を図ること等、新たな課題に対応するため、交通安全の確保を図りつつ、自転車利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することによって、公共の利益の増進に資すること等を基本理念とする「自転車活用推進法」が平成29年5月1日に施行されました。

また、自転車活用推進法に基づき、自転車活用推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画である「自転車活用推進計画」が平成30年6月8日に閣議決定され、令和3年5月28日には社会情勢の変化等を踏まえ、持続可能な社会の実現に向けた自転車の活用の推進を一層図ることから、「第2次自転車活用推進計画」が閣議決定されました。

自転車活用推進法では、都道府県・市町村は、国の推進計画を勘案し、地域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画（都道府県自転車活用推進計画又は市町村自転車活用推進計画）を定めるよう努めなければならない旨が記されており、千葉県では、令和2年(2020年)11月に「千葉県自転車活用推進計画」を策定しております。

こうした状況を踏まえ、本市においては「八街市自転車活用推進計画」を策定することとします。



### (2)計画の目的

本計画は、自転車の活用により、環境負荷の低減、健康増進等に資するものであることから、必要な計画を策定し、誰もが安全・安心に自転車を利用できる環境を構築するとともに自転車の活用を推進させることを目的とします。

### (3)計画の対象区域

本計画の対象区域は、八街市全域とします。

### (4)計画の期間

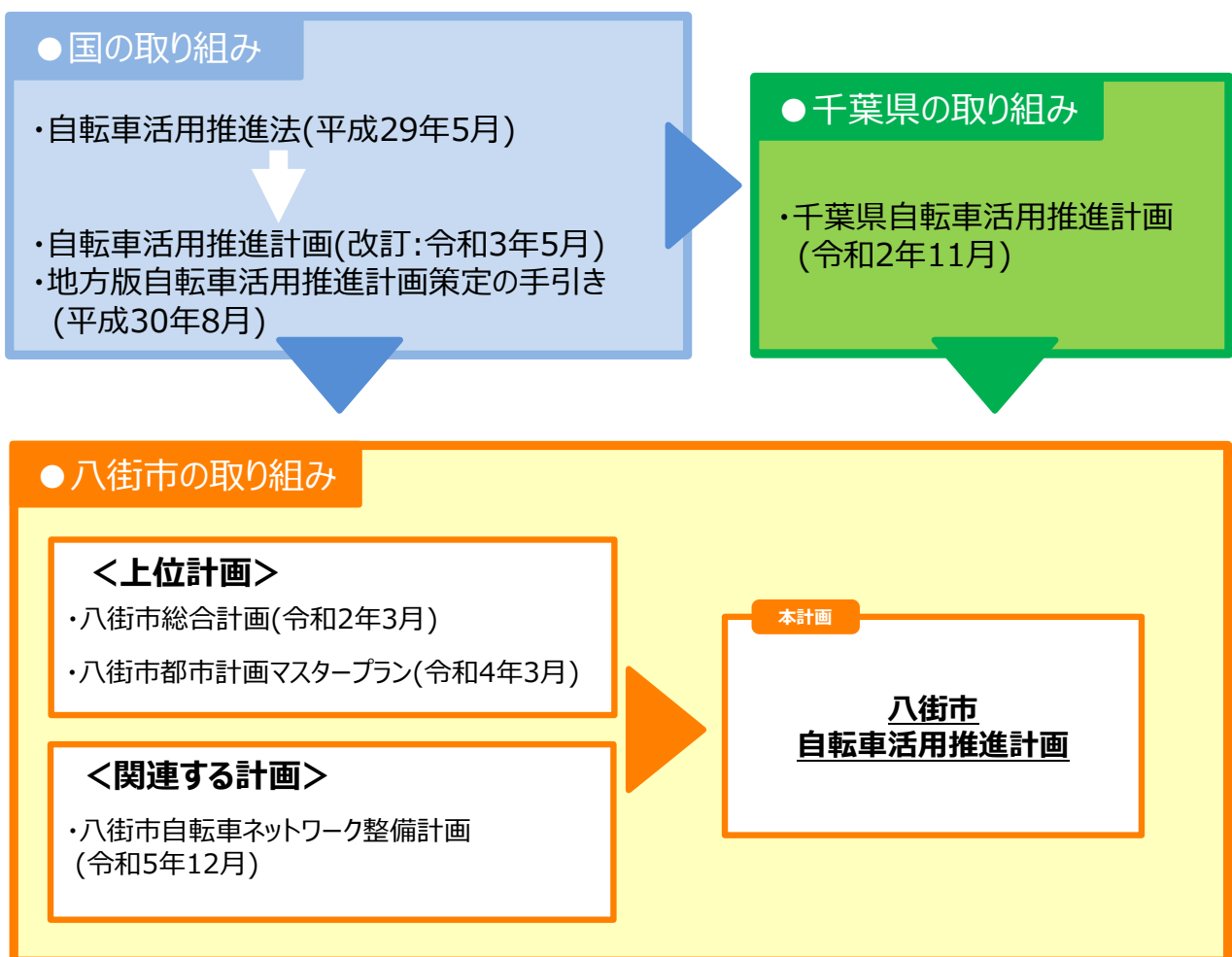
本計画は令和5年度から令和9年度までの5カ年を計画の期間とします。

今後、国・県などの新たな施策が実施された時などに計画の修正や追加が必要となった場合は、本計画を適宜見直します。



(5)計画の位置づけ

本計画は、国の計画である「自転車活用推進計画」、千葉県計画である「千葉県自転車活用推進計画」、八街市のまちづくりの方向性や取組を計画的に進めるための計画である「八街市総合計画」等を上位計画とします。



## 2.八街市の自転車を取り巻く現状

### (1)自転車の利用状況と環境

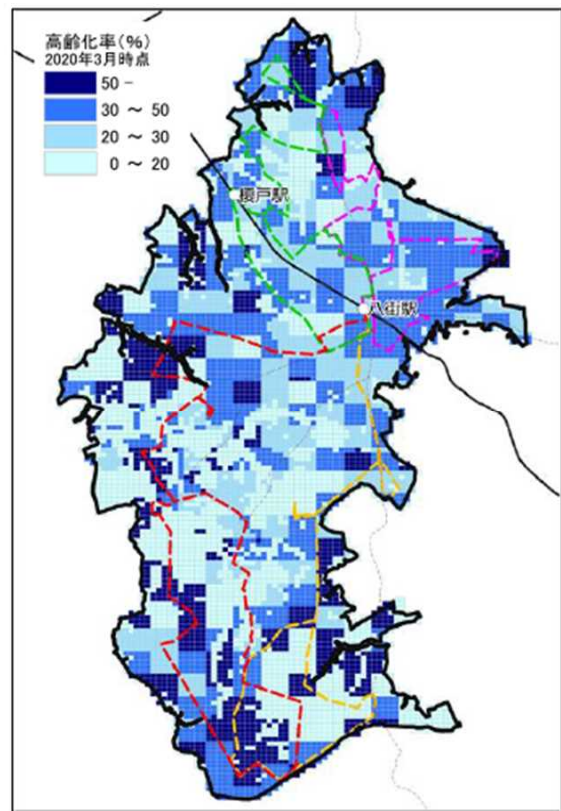
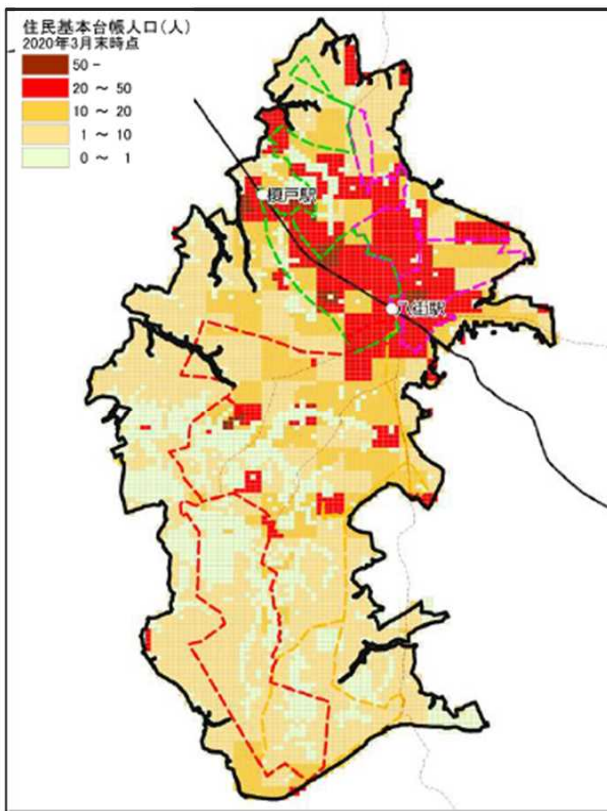
自転車は便利で健康的であり環境にも優しいモビリティであるが、放置自転車や運転マナーの向上等の対策、計画的な走行空間の整備が必要になります。

ここでは、八街市の自転車を取り巻く現状および課題について整理します。

#### ・人口

	世帯数	男性	女性	人口
令和5年 (2023年)	32,609世帯	34,474人	32,680人	67,154人

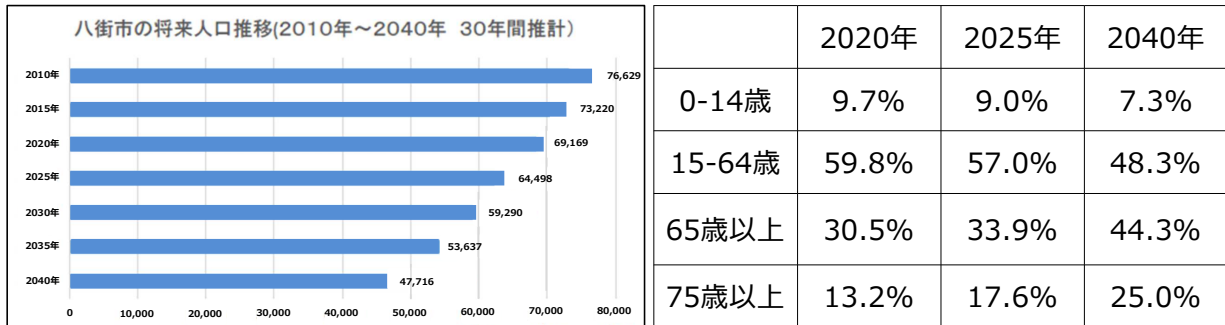
出典)住民基本台帳(令和5年3月31日現在)



八街市の人口分布(令和2年3月時点)



## 2,八街市の自転車を取り巻く現状



将来人口推計(住民基本台帳ベース)

### <現状>

- 2020年(令和2年)時点で69,169人である八街市の人口は、10年後の2030年(令和12年)には59,290人に減少すると予測されます。
- 高齢化率(65歳以上)も2020年の約31%に対し、2040年には44%にまで上昇すると予測されます。

### <課題>

- 今後の少子高齢化を見据え、子どもやお年寄り、障がい者等、誰もが利用しやすい自転車環境の整備が必要になります。



## 2,八街市の自転車を取り巻く現状

### ・健康

#### ■ 平均寿命

(歳)					(歳)				
男 性	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	女 性	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
八街市	77.2	78.7	79.9	80.1	八街市	84.9	85.0	85.7	86.7
千葉県	79.0	79.9	81.0	81.5	千葉県	85.5	86.2	86.9	87.5
全国	78.8	79.6	80.8	81.5	全国	85.8	86.4	87.0	87.6

出典)厚生労働省 都道府県別生命表の概況(市町村別生命表の概況)

#### ■ 65歳における平均余命と平均自立期間(健康寿命)

		男 性		女 性	
		平成26年 (2014年)	令和元年 (2019年)	平成26年 (2014年)	令和元年 (2019年)
八街市	65歳における平均寿命	17.73	18.46	21.85	22.91
	65歳における平均自立期間	16.28	17.19	18.81	20.13
	65歳における日常生活に差し障りのある期間	1.46	1.28	3.03	2.78
千葉県	65歳における平均寿命	19.05	19.70	23.61	24.37
	65歳における平均自立期間	17.47	18.12	20.27	20.99
	65歳における日常生活に差し障りのある期間	1.58	1.58	3.35	3.38

出典)千葉県 健康情報ナビ

※健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間

### <現状>

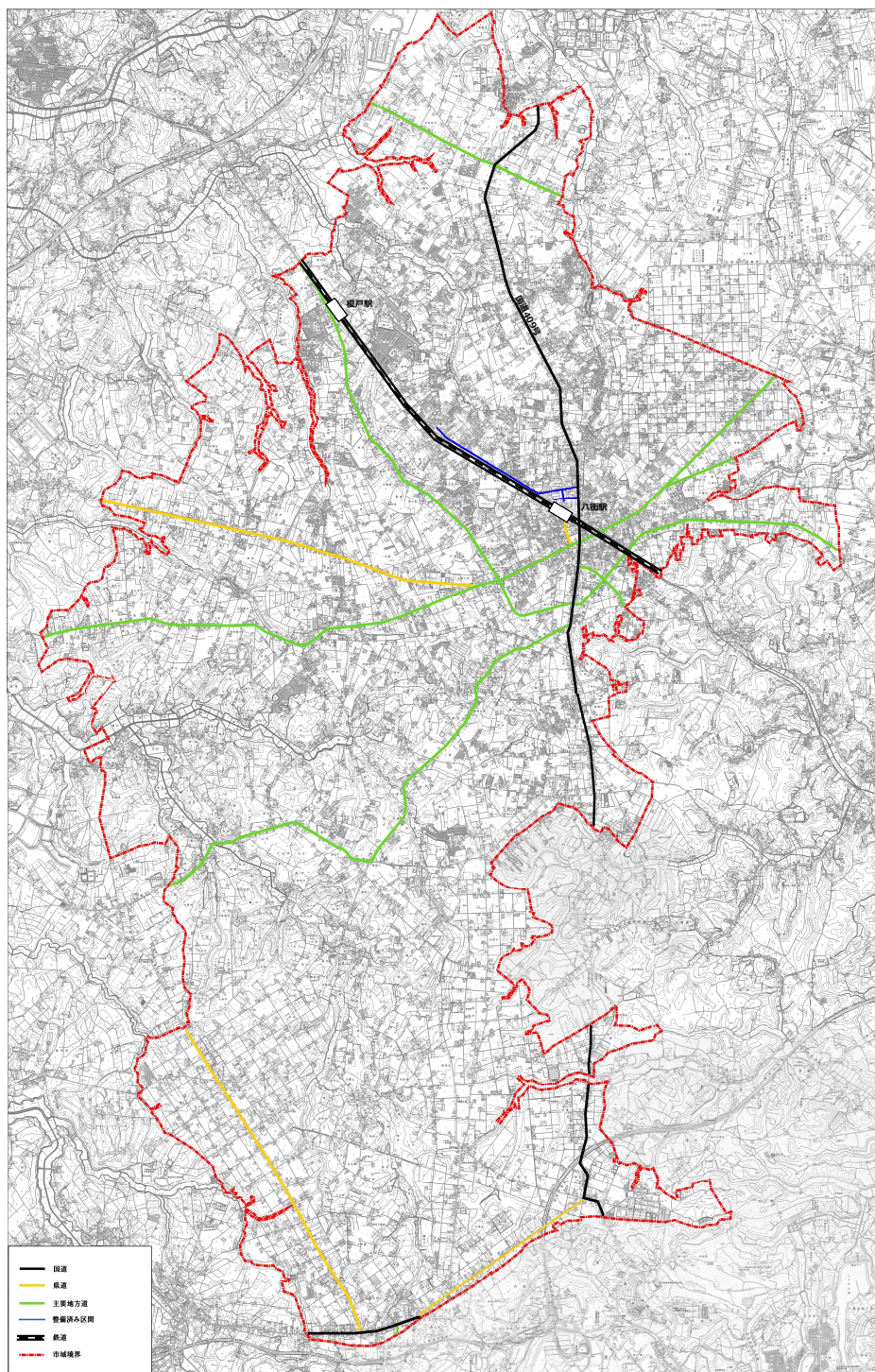
- 本市の平均寿命は男女とも延びていますが、千葉県、全国に比べて男女とも短くなっています。
- 本市の平均自立期間は、男女とも延びていますが、千葉県に比べて男女とも短くなっています。

### <課題>

- 健康寿命延伸を目指し、継続的な運動習慣の定着が必要になります。



・自転車通行空間の整備



<現状>

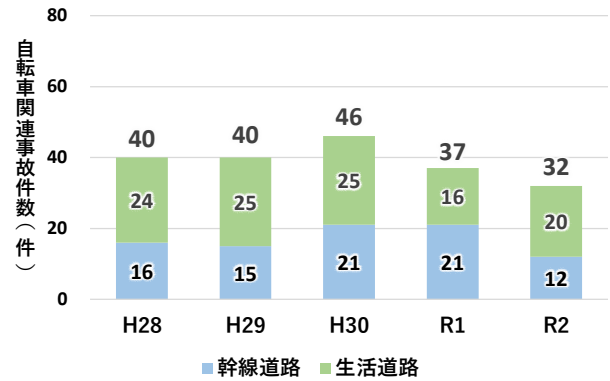
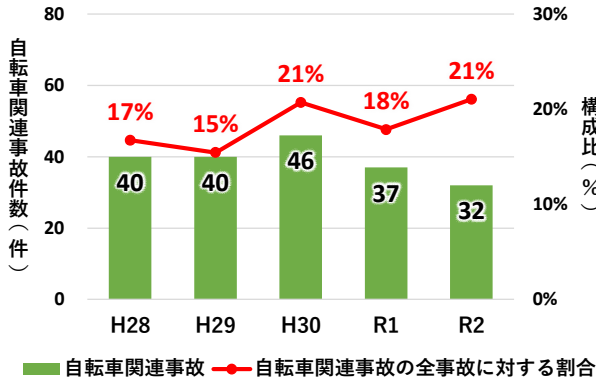
- 市内で、自転車通行空間は約2.5kmの整備が完了しています。

<課題>

- 現状の自転車通行空間は十分でなく、効率的・計画的な自転車通行空間の整備が必要になります。

・自転車関連事故

■ 自転車関連事故件数の推移



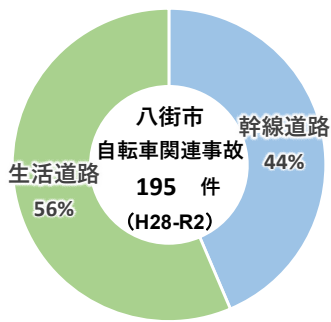
出典)イタルダ事故別データ(平成28年～令和2年)

※幹線道路：国道、県道

※生活道路：市町村道、その他道路

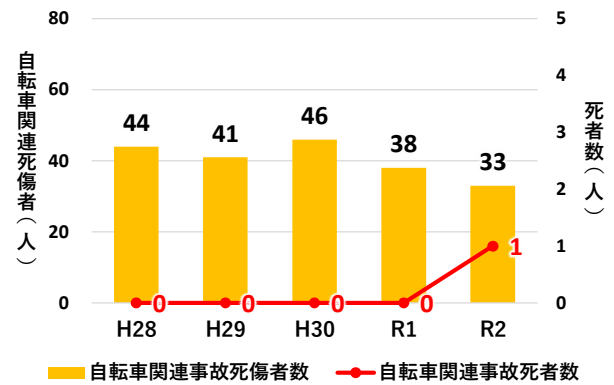
※イタルダ事故別データ：公益財団法人交通事故総合分析センターより提供されている交通事故統計資料

■ 自転車関連事故の割合



出典)イタルダ事故別データ(平成28年～令和2年)

■ 自転車関連事故死者数と推移



出典)イタルダ事故別データ(平成28年～令和2年)

※幹線道路：国道、県道

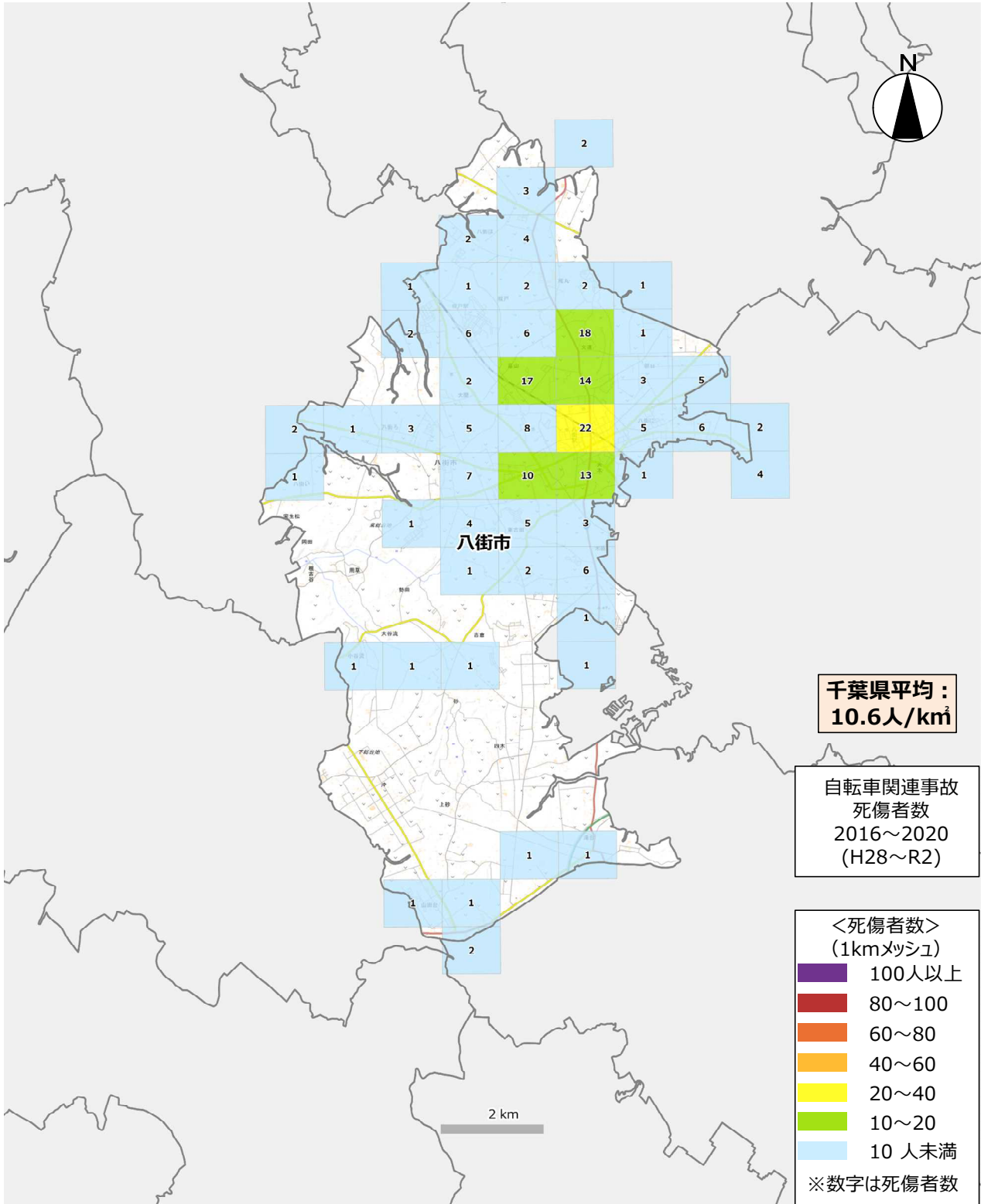
※生活道路：市町村道、その他道路

※イタルダ事故別データ：公益財団法人交通事故総合分析センターより提供されている交通事故統計資料



## 2,八街市の自転車をとり巻く現状

### 〈自転車関連事故死傷者数の分布〉



出典)イタルダ事故別データ(平成28年～令和2年)、地理院地図

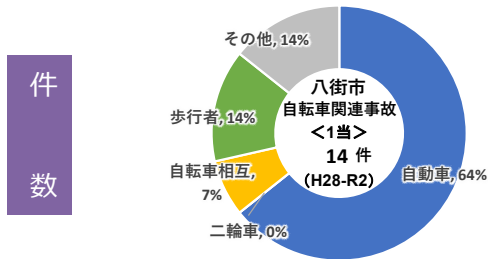


## 2,八街市の自転車をとり巻く現状

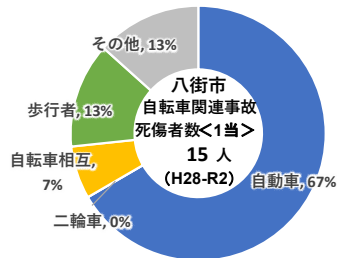
### 〈自転車関連事故の相手当事者別割合〉

#### 〈1当：加害側〉

■ 自転車加害事故の相手当事者別(1当)割合



#### 死傷事故

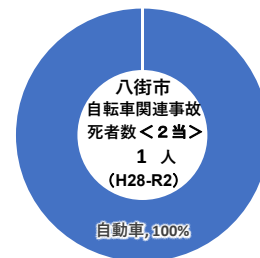
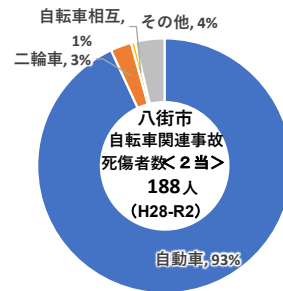
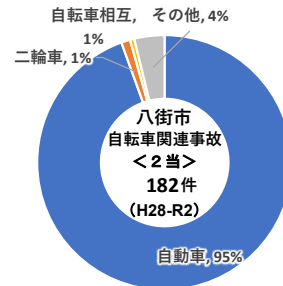


#### 死亡事故

死亡事故なし

#### 〈2当：被害側〉

■ 自転車被害事故の相手当事者別(2当)割合



- ※自転車関連事故：当事者種別で1当または2当が「自転車」
- ※1当：第1当事者（事故の過失大、加害側）
- ※2当：第2当事者（事故の過失小、被害側）
- ※自転車相互は1当・2当の双方で重複している

出典)イタルダ事故別データ(平成28年～令和2年)

### <現状>

- 自転車関連事故件数は30～40件/年で推移し減少傾向にあるが、自転車関連事故の全事故に対する割合は20%程度で高止まりの傾向にあります。
- 八街駅周辺を中心部で死傷者数が20人/km<sup>2</sup>程度あり、県平均(10.6人/km<sup>2</sup>)を上回り自転車事故が多い地区があります。

### <課題>

- 交通事故は減少傾向にあるが、自転車関連事故の減少率は低く、更なる自転車関連事故の削減が必要になっています。
- 自転車利用者の安全意識向上や交通安全確保のため、「ちばサイクルール」の広報周知や交通安全対策の継続的な取組が重要になっています。
- 自転車関連事故の内、対自動車の割合が高いことから自動車へ自転車走行に対する注意喚起を促すような対策が必要になっています。



### (2)計画の目標

本計画では、本市を取り巻く自転車の現状・課題を踏まえ、下記の4つの目標を設定し、計画を推進していきます。

#### 目標 1

人と環境にやさしい自転車環境づくり

#### 目標 2

自転車通行空間の計画的な整備

#### 目標 3

自転車利用の普及拡大による活力ある健康長寿社会の実現

#### 目標 4

自転車事故のない安全・安心な社会の実現





## 3.実施すべき施策

### 目標 1 人と環境にやさしい自転車環境づくり

#### 目標実現のための施策

##### 1-1:違法駐車対策の推進による自転車通行空間の確保

##### 1-2:放置自転車対策の強化

- ・自転車整理区域の見直し
- ・放置自転車防止に関する啓発活動

### 目標 2 自転車通行空間の計画的な整備

#### 目標実現のための施策

##### 2-1:自転車ネットワーク計画に基づく計画的な整備促進

- ・基本的な整備形態
- ・計画対象の路線

### 目標 3 自転車利用の普及拡大による活力ある健康長寿社会の実現

#### 目標実現のための施策

##### 3-1:自転車を活用した健康づくりの推進

- ・自転車を活用した健康づくりの広報啓発
- ・自転車通勤の促進

### 目標 4 自転車事故のない安全・安心な社会の実現

#### 目標実現のための施策

##### 4-1:自転車の安全利用の促進

- ・「ちばサイクルルール」の普及
- ・ヘルメット着用の促進
- ・自転車の点検整備の促進
- ・自転車損害賠償保険等の加入促進

##### 4-2:交通安全教育の推進

- ・自転車交通安全教室の実施
- ・通学路安全点検の実施

## 目標 1 人と環境にやさしい自転車環境づくり

### 1-1:違法駐車対策の推進による自転車通行空間の確保

自転車通行空間上の違法駐車対策を推進することにより、自転車通行空間を確保します。

#### <主な取り組み内容>

- (1) 自転車通行の安全性を向上させるため、自転車を含めた交通実態や沿道状況等を踏まえ、違法駐車対策を推進します。
- (2) 地域住民の意見・要望を踏まえて、悪質性、危険性、迷惑性の高いものに重点を置いて対策を推進します。



## 1-2:放置自転車対策の強化

駅前など、歩道上に放置された自転車が多く見受けられ、歩行者に迷惑と危険を与えているため、放置防止に関する条例に基づく対策や啓発活動などの放置自転車対策により、良好な都市環境と交通の円滑化を図ります。

### <主な取り組み内容>

#### ・自転車整理区域の見直し

八街駅及び榎戸駅周辺は「八街市自転車等の放置防止に関する条例」で自転車整理区域として自転車の放置を禁止しているため、放置自転車の実態から区域の見直し等の対策を適宜行っていきます。

#### ・放置自転車防止に関する啓発活動

自転車利用者が目にする機会の多い場所に自転車の放置を禁止している区域であることの表示等の放置自転車対策をします。



自転車等放置禁止区域の啓発

「八街市自転車等の放置防止に関する条例」で指定している自転車整理区域

目標2 自転車通行空間の計画的な整備

2-1:自転車ネットワーク整備計画に基づく計画的な整備促進

自転車利用者の安全で快適な自転車利用環境を確保するため、自転車ネットワーク整備計画に基づいて自転車通行空間を効果的かつ効率的に整備します。

<整備概要>

・基本的な整備形態

	自転車道	自転車専用通行帯	車道混在
整備イメージ		<p>※自転車専用通行帯の幅の全部</p> <p>※自転車専用通行帯の幅の一部</p>	<p>[路肩・停車帯内の対策]</p> <p>[車線内の対策]</p> <p>※矢羽根型路面表示は外側線の下に重複させることができる</p>
特徴	<p>構造分離されているため安全性が高いが、整備費用や自転車同士が十分にすれ違える道路幅員の確保等が課題。</p>	<p>車道で自動車と同方向に一方通行であるため、安全に自転車の走行性能を発揮しやすいが、駐車車両により妨げられやすい。</p>	<p>整備が容易で通行方法の周知に効果的だが、自動車との接触の危険性があり、駐車車両により妨げられやすい。</p>

出典)安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(平成28年7月)を基に作成

目標3 自転車利用の普及拡大による活力ある健康長寿社会の実現

3-1: 自転車を活用した健康づくりの推進

自転車を活用した健康づくりとして、運動への興味・関心を持ち、日常生活の中に取り入れた生活スタイルについて情報発信します。

生活習慣病予防につながる身体活動の増加に資する自転車活用の普及をします。

<主な取組み内容>

・自転車を活用した健康づくりの広報啓発

普段から10分多く体を動かすことで糖尿病、心臓病、脳卒中、がん、ロコモ、うつ、認知症等になるリスクを下げることで、健康寿命の延伸に効果的な「+10(プラステン)」の普及・啓発を推進します。

**健康のための一歩を踏み出そう!**

**1 気づく!**  
 からだを動かす機会や環境は、身の回りにたくさんあります。それが「いつなのか?」「どこなのか?」、ご自身の生活や環境を振り返ってみましょう。

**2 始める!**  
 今より少しでも長く、少しでも元氣にからだを動かすことが健康への第一歩です。+10から始めましょう。

**3 達成する!**  
 目標は、1日合計60分、元氣にからだを動かすことです。高齢の方は、1日合計40分が目標です。これらを通して、体力アップを目指しましょう。

**4 つながる!**  
 一人でも多くの家族や仲間と+10を共有しましょう。一緒に行くと、楽しさや喜びが一層増します。

**地域で**  
 ○家の近くに、散歩に適した歩道やサイクリングを楽しめる自転車レーンはありませんか?  
 ○家の近くの公園や運動施設を見つけて、利用しましょう。  
 ○地域のスポーツイベントに積極的に参加しましょう。  
 ○ウィンドウショッピングなどに出かけて、楽しみながらからだを動かしましょう。

**職場で**  
 ○自転車や徒歩で通勤していませんか?  
 ○職場環境を見直しましょう。からだを動かしやすい環境ですか?  
 ○健診や保健指導をきっかけに、からだを動かしましょう。

**人々と**  
 ○休日には、家族や友人と外出を楽しんでみては?  
 ○困ったことや知りたいことがあったら、市町村の健康増進センターや保健所に相談しましょう。  
 ○電話やメールだけでなく、顔をあわせたコミュニケーションを心がけると自然にからだも動きます。

アクティブガイド ―健康づくりのための身体活動指針―  
 厚生労働省健康局がん対策・健康増進課

出典)厚生労働省:健康づくりのための身体活動指針(アクティブガイド)

### 3-2:自転車通勤の促進

健康の維持増進、環境負荷の低減などの利点のある交通手段である自転車での通勤を促進します。

#### <主な取組み内容>

##### ・自転車通勤促進の広報啓発

- (1) 「自転車通勤導入に関する手引き」により、自転車通勤や業務利用の拡大を促進します。
- (2) 自転車通勤を推進する企業・団体の認証する「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクト制度等の活用を検討します。



令和元年5月  
自転車活用推進官民連携協議会

出典)自転車通勤導入に関する手引き



[宣伝企業ロゴ]

[優良企業ロゴ]

『自転車通勤推進企業』宣言プロジェクト



目標4 自転車事故のない安全・安心な社会の実現

4-1:自転車の安全利用の促進

自転車に関する交通ルールとマナーの周知や、交通安全教育の推進等の指導から、交通安全意識を向上させ、自転車の安全な利用を促進します。

<主な取り組み内容>

・「ちばサイクルール」の普及

自転車利用の多い世代となる小・中学生を対象に交通安全教室を各学校において実施し、自転車を安全に利用するためにまとめた10項目の「ちばサイクルール」について学習する機会を設け定着を図ります。

また、全世代に対し、四季の交通安全運動における街頭啓発を実施し、普及促進を図ります。



このルールは、内閣府「自転車安全利用五則」と共に「千葉県自転車条例」の内容を取り入れて制定しました。

## ちばサイクルール

自転車に乗るときのルール

**① 自転車保険に入ろう**

千葉県では条例改正により令和4年7月1日から**自転車保険の加入が義務化**されました。  
自転車は誰もが事故の加害者となる可能性があり、過去には1億近い賠償金を請求された事例もあります。  
万が一の事故に備えて、必ず**自転車保険**に加入しましょう。

**② 点検整備をしよう**

思わぬ事故を防ぐため、自転車も車と同じように**点検・整備を定期的**にしましょう。  
ブレーキがうまく利くか、タイヤの空気が入っているか、ライトが点灯するかなど、利用する前に必ず点検しましょう。

**③ 反射器材(リフレクター)を付けよう**

夜間、車や歩行者との交通事故を防ぐため、**ライト(前照灯)、後部の反射器材**と合わせて、**側面にも反射器材(リフレクター)**を取り付けましょう。  
道路を横断する時に、車のライトに反射して発見されやすくなります。  
【より発見されやすくなるために...】  
反射器材を付けるのと合わせ、白や黄色などの明るい服装を身につけましょう。

**④ ヘルメットをかぶろう**

道路交通法でヘルメットの着用が**努力義務**となりました。(令和5年4月1日から)  
自転車乗車中の交通事故で亡くなった方の約6割が頭部に致命傷を負っており、ヘルメットを着用していなかった方の致死率は、着用していた場合の約2.2倍高くなっています。  
(出典:警察庁HP H29~R3年合計)  
交通事故の被害を軽減するためには、**頭部を守ることがとても重要**ですので、**自転車に乗るときは必ずヘルメットをかぶら**ましょう。

**⑤ 飲酒運転はやめよう**

自転車は車の仲間ですので、**飲酒運転は絶対禁止**です。  
飲酒運転は、ハンドル操作やブレーキの遅れ、判断力の低下などを招くため、**危険な行為**です。  
飲酒運転をしないために  
①お酒を飲んだら自転車に乗らない  
②自転車に乗る人にはお酒を飲ませない  
③お酒を飲んだ人には自転車運転させない

**⑥ 車道の左側を走ろう**

自転車は車の仲間です。一部の例外を除いて**車道の左側**に寄って通行しましょう。右側通行は**大変危険**です。  
【歩道を通行できる場合】  
・道路標識や道路標示で指定された場合  
・13歳未満の子供、70歳以上の高齢者、身体の不自由な方の場合  
・車道や交通の状況からみてやむを得ない場合

**⑦ 歩いている人を優先しよう**

**歩道は歩いている人が優先**です。歩道を通行するときは、**車道寄り**を通行しましょう。周りの様子に気を配り、思いやりのある運転を心がけましょう。  
歩いている人が前にいたら自転車から降りて押して歩き、通行の妨げにならないようにしましょう。

**⑧ ながら運転はやめよう**

傘差し、スマホ・携帯、ヘッドホン使用などの**ながら運転は危険**です。  
法令で禁止されているのはもちろんのこと、思わぬ事故の原因になり、あなたや周囲の人が危険に巻き込まれます。

**⑨ 傘を差しながら**  
周りが見えにくくなるうえ、風におおられて(バランスを崩しやすくなります。

**⑩ スマホ・携帯電話を使いながら**  
周りの様子が目に入らなくなり、歩行者や車にぶつかる危険性が高くなります。

**⑪ イヤホン・ヘッドホンを使いながら**  
周りの音が聞こえない状態で自転車運転すると、危険に気づくのが遅くなったり、音楽に気をとられて運転に集中できなくなったりする可能性があります。

**⑫ 交差点では安全確認しよう**

自転車の**事故は、半分以上が交差点**で発生しています。  
交差点を渡るときは、**信号や標識に従う**はもちろん、**徐行や一時停止**をして、周囲の安全を十分確かめましょう。  
見通しの悪い交差点や狭い道路から広い道路に出る場合は、特に注意しましょう。

**⑬ 夕方からライトをつけよう**

自転車の**ライト(前照灯)**は、前方を照らすだけでなく、**車などに自転車がいることを知らせる**ためのものであります。  
自転車からはよく見えますが、車の運転者から自転車が見えにくい場合は、**早めにライトを点灯**しましょう。  
特に、**夕暮れ時**は事故が起きやすくなるので**早めにライトを点灯**しましょう。

**知っていますか? 自転車のニュース**

令和5年4月1日から、道路交通法の改正により、**自転車運転する全ての人に、乗車用ヘルメットをかぶる努力義務**が課せられました。自転車に乗るときはしっかりとヘルメットをかぶって、安心・安全に自転車を楽しみましょう。

お問い合わせ / 千葉県くらし安全推進課 電話043-223-2263  
詳しくは、千葉県ホームページをご覧ください。 [ちばサイクルール](#) [検索](#)

毎月15日は「自転車安全の日」  
**千葉県・千葉県警察・千葉県交通安全対策推進委員会**

## ・ヘルメット着用の促進

自転車乗車中又は同乗中の交通事故は頭部に重大な損傷を受ける恐れがあるため、各世代に対し、自転車用ヘルメット着用の効果について広報し、着用の促進を図ります。なお、道路交通法の一部改正により、令和5年(2023年)4月1日から全ての自転車利用者についてヘルメットの着用が努力義務化されています。

## ・自転車の点検整備の促進

交通安全教室等において日常点検実施の習慣化及び自転車安全整備店における定期的な点検・整備を呼びかけるほか、自転車の安全利用と事故防止を図るためにT Sマーク制度の普及を推進します。



日常的な自転車点検整備ポイント

### T Sマークとは「TRAFFIC SAFETY(交通安全)」

自転車安全整備士が点検確認した普通自転車に貼付されるもので、このマークには賠償責任保険と傷害保険等が付いています。

T Sマークには、緑色・赤色・青色の3種類のT Sマークがあり、賠償内容が違ってきます。



T Sマーク



・**自転車損害賠償保険等加入への定着**

千葉県では、令和4年(2022年)7月1日から、自転車損害賠償保険等の加入が義務化されました。

自転車利用者が自転車損害賠償保険等への加入について徹底を図るため、広報や啓発を行います。

### 自転車保険 入ってますか？

千葉県では加入は**義務**です！(令和4年7月1日から)

1億円近い  
損害賠償を負う  
事故も発生！



チーバくん

千葉県では「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の改正により、令和4年7月1日から、**自転車利用中の事故で他人にケガをさせてしまった場合などの損害を賠償できる保険等への加入が義務化**されました。

あなたと被害者を守るため、自転車保険(自転車損害賠償保険等)に加入しましょう。

**Q 自転車専用の保険に新たに入らなくては行けませんか？**

**A** 既に加入している保険(自動車保険・火災保険等)の個人賠償責任補償特約等で自転車事故に対応している場合は、新たに加入する必要はありません。また、個人賠償責任保険等の多くは家族(夫婦の子や同居親等)も補償範囲となっている場合がありますので、まずはご自身や家族が加入している保険の内容・補償範囲の確認と、特約等の追加で対応できないかなどご確認ください。

**Q 自転車保険はどこで加入したら良いですか？**

**A** 自転車保険は、インターネット等で簡単に加入できる保険も多数出ています。詳しくは各損害保険や共済等の会社や保険代理店等に、TSMマークについては、自転車安全整備士のいる自転車販売店にお問い合わせください。

千葉県・千葉県交通安全対策推進委員会

### 自転車保険(自転車損害賠償保険等)の加入確認チェックシート

～万が一の加害事故に備えて、ご家族でご確認ください～

**ここからスタート**

自転車向けの保険など、自転車の事故による損害賠償に対応している保険や共済に加入していますか？

はい ↓ いいえ ↓ わからない ↓

現在、右の保険等に加入していますか？  
 ここに個人賠償責任補償特約など、自転車の事故による損害賠償を補償してくれる内容が含まれていますか？

- ・自動車の任意保険
- ・住宅の火災保険
- ・傷害保険
- ・共済
- ・PTAや学校が窓口となる保険
- ・クレジットカードの付帯保険

はい ↓ いいえ ↓ わからない ↓

利用する自転車に「TSMマーク」が貼ってありますか？  
 それは有効期限内ですか？  
 ※有効期限は点検日から1年間

はい ↓ いいえ ↓

自転車保険に加入しています。

自転車保険への加入が必要です。

加入している保険会社に補償内容をご確認ください。加入していない場合は、特約の追加等に対応するか、新たに自転車保険に加入してください。

自転車保険(自転車損害賠償保険等)の種類と補償の対象

自転車乗車中に他の人にケガをさせた場合などに補償される保険の種類は次のとおりです。以下はあくまで一例です。保険の種類や契約内容によって、補償の対象が異なる場合がありますので、保険証券や加入者証、保険会社のホームページなどで契約内容をご確認ください。

種類・名称	補償の対象(加害事故の場合)			自分
	生命からだ	財産	生命からだ	
個人賠償責任保険	◆自動車任意保険	個人賠償責任補償特約あり	○	△
	◆傷害保険 ◆火災保険		○	△
	◆会社等の団体保険 ◆クレジットカードに付帯した保険		×	×
PTAや学校が窓口の保険	小・中学生総合補償制度、高校生総合補償制度、全国児少連賠償責任補償制度 等	特約なし	○	△
	自転車向け保険		○	○
TSMマーク付帯保険	※補償対象に要件(死亡・重度障害等)があります。			○

※特約の名称は保険により異なる場合があります。また、業務上の自転車事故は個人賠償責任保険では補償されないため、事業者用の賠償責任保険に加入する必要があります。

自転車保険加入義務化についてのお問合せ 千葉県環境生活部くらし安全推進課 ☎043-223-2263

千葉県ホームページにQ&Aを掲載していますので、そちらもご確認ください。 千葉県 自転車保険 義務化

千葉県「自転車損害賠償保険啓発チラシ」

## 4-2:交通安全教育の推進

自転車を含む交通安全教育を推進するため、小・中学校等における交通安全教室の開催等を推進します。

### <主な取組み内容>

#### ・交通安全教室の実施

自転車事故の防止のため、小中高生及び高齢者など、各年齢層に応じた自転車の安全利用に関する交通安全教室等を開催します。



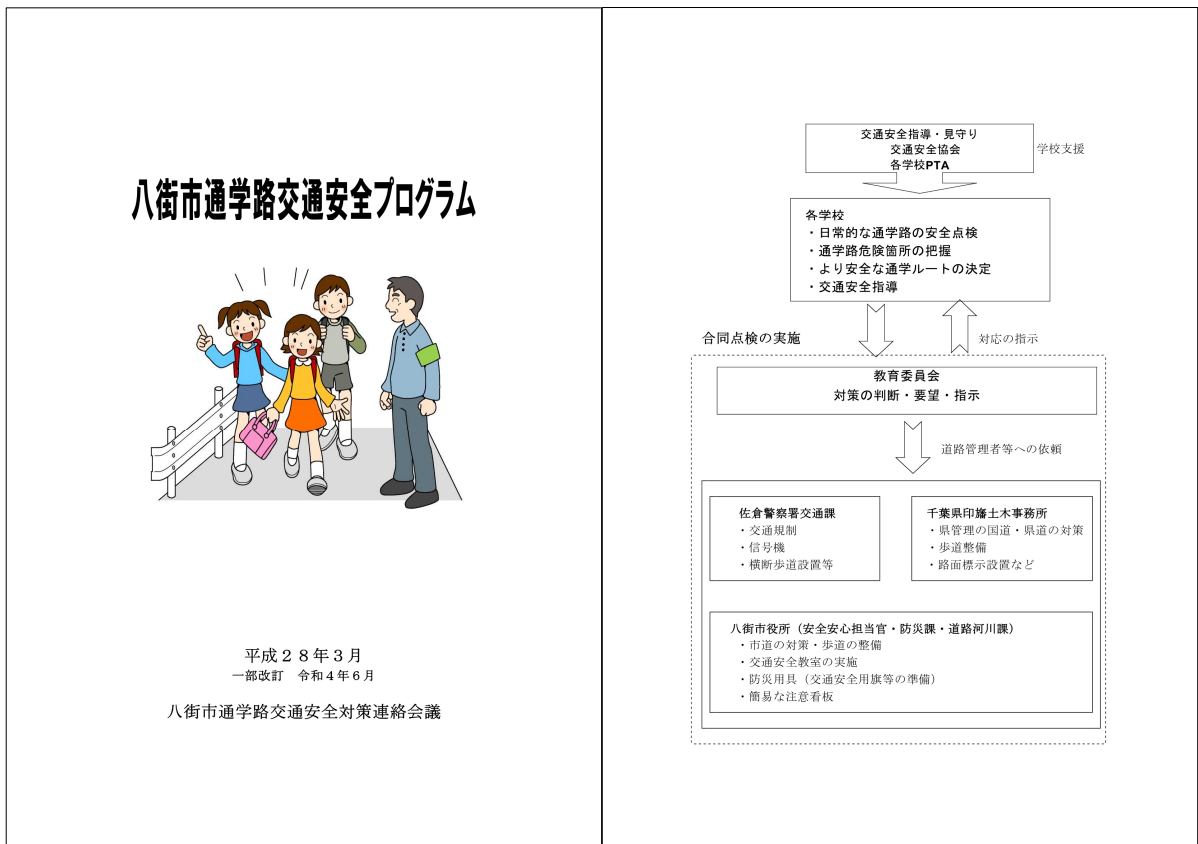
八街市における交通安全教室

**・通学路安全点検の実施**

自転車事故の防止のため、通学路あるいは学区周辺において、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等による合同点検を実施し、地域の実情に見合う必要な対策での改善を行います。

関係機関が連携し、八街市小中学校の通学路における合同点検を定期的に実施し、状況に応じた具体的な対策案を学校からの対策要望等も考慮しながら関係各課・各機関と協議して作成し、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

また、対策実施後も合同点検や効果把握の結果をふまえて、対策内容の改善と充実を図ります。



出典)八街市通学路交通安全プログラム

## 4.計画の推進体制

### (1)計画の推進体制

本計画で位置付けられた目標の達成に向け、関係部署、関連団体が連携し、進捗状況等を確認することで各施策を推進します。

### (2)計画の見直し

本計画は、施策の効果に関する評価を行うとともに、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行います。



# 用語集

## **(1)自転車**

道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車のことをいいます。

十一の二 自転車ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車(レールにより運転する車を除く。)であつて、身体障害者用の車、小児用の車及び歩行補助車等以外のもの(原動機を用いるものにあつては、人の力を補うため原動機を用いるものであつて内閣府令で定める基準に該当するものを含み、移動用小型車及び遠隔操作により通行させることができるものを除く。)をいう。

## **(2)自転車ネットワーク整備計画**

安全で快適な自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的に、自転車ネットワーク路線を選定し、その路線の整備形態等を示した計画です。

## **(3)自転車活用推進計画**

自転車活用推進法に基づき策定する、自転車の活用の推進に関する基本計画です。

#### **(4)自転車活用推進法**

極めて身近な交通手段である自転車の活用による環境への負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、国民の健康の増進等を図ることが重要な課題であることに鑑み、自転車の活用の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び自転車の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、自転車活用推進本部を設置することにより、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 29 年(2017 年)5月1日に施行された法律です。

第十一条にて、市町村自転車活用推進計画を定めるよう努めなければならないとされています。

(市町村自転車活用推進計画)

第十一条 市町村(特別区を含む。次項において同じ。)は、自転車活用推進計画(都道府県自転車活用推進計画が定められているときは、自転車活用推進計画及び都道府県自転車活用推進計画)を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画(次項において「市町村自転車活用推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 市町村は、市町村自転車活用推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

#### **(5)TSマーク**

自転車安全整備士が点検確認した普通自転車に貼付されるもので、このマークには賠償責任保険と傷害保険等が付いています(付帯保険)。

#### **(6)ちばサイクルール**

内閣府の「自転車安全利用5則」をもとに「千葉県自転車条例」の内容を取り入れ、千葉県が定めた自転車の安全利用ルール(10項目)です。



---

八街市自転車活用推進計画  
(令和5年12月)

八街市 建設部 道路河川課  
〒289-1192 千葉県八街市八街ほ35番地29  
TEL:043-443-1420

---